

平成 2 7 年 第 4 回 臨時 会

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 27 年第 4 回 津別町議会臨時会会議録

招集通知 平成 27 年 5 月 21 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 27 年 5 月 26 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 27 年 5 月 26 日 午後 1 時 19 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐 藤 久 哉	○	○	6	藤 原 英 男	○	○
2	白 馬 康 進	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	谷 川 忠 雄	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	茂 呂 竹 裕 子	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員	藤村勝	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	竹俣信行	○	教育長	林伸行	○
総務課長	齊藤昭一	○	生涯学習課長	小野寺祥裕	○
総務課主幹	小泉政敏	○	生涯学習課主幹	藤原勝美	○
住民企画課長	伊藤泰広	○	学校給食センター主幹	佐藤美則	○
住民企画課主幹	篠原裕佳	○	農業委員会事務局長	横山智	○
住民企画課主幹	森井研児	○	選挙管理委員会局長	齊藤昭一	○
保健福祉課長	石川篤	○	選挙管理委員会次長	小泉政敏	○
保健福祉課主幹	小野淳子	○	監査委員事務局長	川口昌志	○
産業振興課長	横山智	○			
産業振興課参事	小南雅誉	○			
産業振興課主幹	小野敏明	○			
建設課長	松橋正樹	○			
建設課主幹	金野茂幸	○			
建設課主幹	竹内秀行	○			
会計管理者	五十嵐正美	○			
総務課庶務担当主査	近野幸彦	○			
住民企画課財政担当主査	青柳朋幸	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	川口昌志	○	事務局臨時職員	安瀬貴子	○
事務局主査	山田志津子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	1番 佐藤 久哉 2番 白馬 康進
2			会期の決定	5月26日 1日間
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5	同意	3	固定資産評価員の選任について	
6	承認	2	専決処分の承認を求めることについて (平成26年度津別町一般会計補正予算 (第10号)について)	
7	〃	3	専決処分の承認を求めることについて (平成26年度津別町一般会計補正予算 (第11号)について)	
8	〃	4	専決処分の承認を求めることについて (平成26年度津別町国民健康保険事業特別 会計補正予算(第6号)について)	
9	〃	5	専決処分の承認を求めることについて (平成26年度津別町後期高齢者医療事業 特別会計補正予算(第2号)について)	
10	〃	6	専決処分の承認を求めることについて (平成26年度津別町介護保険事業特別会 計補正予算(第6号)について)	
11	〃	7	専決処分の承認を求めることについて (平成26年度津別町下水道事業特別会計 補正予算(第6号)について)	
12	議案	43	津別町創生総合戦略会議設置条例の制定 について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	44	津別町税条例等の一部を改正する条例の制定について	
14	〃	45	過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	46	津別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
16	〃	47	津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
17	〃	48	津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
18	〃	49	財産の取得について（中型スクールバス）	
19	〃	50	財産の処分について（町有林立木）	
20	報告	2	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	
21	〃	3	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） おはようございます。
ただいまの出席議員は全員であります。
ただいまより平成 27 年第 4 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において
1 番 佐藤久哉君 2 番 白馬康進君
の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
事務局長に報告させます。
○事務局長（川口昌志君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] おはようございます。

本日ここに第4回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第3回定例議会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、誠に残念な報告であります。4月27日、津別町消防功労者、幾島昌彦様がお逝去されました。故人は、38年の永きにわたり消防団員として地域の防災活動に多大なご貢献をいただきました。故人の生前中の数々のご功績に対し、衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げます次第であります。

次に、特旨叙位についてであります。去る2月14日にご逝去されました旭日双光章 津別町自治功労者 元津別町議会議長 西澤伸夫様が正六位に叙され、4月22日、位階を遺族に伝達し、改めて永年のご功績に対し、深く感謝を申し上げたところであります。

次に、まちなか再生事業についてであります。3月27日、20名の委員で構成する

「まちなか再生協議会」第1回会議が開催され、会長に水上隆氏が互選されました。4月17日には、事業の中心的役割を担っていただく筑波大学大澤教授、さらに同大学ラグビー部合宿を含めご支援をいただいています中川教授が出席し、第2回会議が開催されました。また、5月22日には、第3回会議として筑波大学山本幸子助教を迎え「空き家、移住定住、既存施設を利用した交流拠点」に関する知識・情報を得ながら、議論を深めたところです。

今後、協議会として、知識や情報を吸収しながら意見を述べあう勉強会やグループワーク、町民の皆さまに関心を深めていただくシンポジウム、夏休みを利用した大学生による町内研究活動、大学・津別高校・協議会が連携しての現状分析と提案のワークショップなどを実施していく予定としています。

今年度は、補助事業として地域総合整備財団（ふるさと財団）に対して実績報告書を提出し、1年間の成果をまとめる予定としていますが、まちなか再生事業としましては、協議会委員の任期を3年としており、1年目の検討内容を2年目、3年目において具体的な提言や施策の検証を行い、地方創生にかかる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」とも連携できるよう進めてまいります。

次に、友好都市台湾二水郷との交流についてであります。昨年12月25日に二水郷郷長に就任された鄭蒼陽郷長に対し、2月に当選のお祝いと友好都市関係が前進することを期待する旨の手紙を送付したところ、3月30日に返事が届きました。内容を要約しますと「中学生相互の交流は将来を担う若者の胸襟を開き視野を広げるために有益であり、貴我両町が手を携えて実現に向け取り組んで行くこととし、できるだけ早く関係者と調整し企画案を検討しますが、郷長の津別訪問は、就任早々で公務多忙なため年内の訪問は困難であるとして、津別町からの再度の来訪を心待ちにしています」というものでありました。これを受け、教育委員会を窓口として学校関係者と検討・調整を行い、中学生の相互交流実現に向けた実施計画を作成していく考えであります。

次に、青葉幼稚園の閉園及びへき地3保育所の閉所についてであります。認定こども園の開園に合わせ、3月22日、青葉幼稚園の閉園式が執り行われました。昭和17年に保育園として開設され、昭和39年6月に津別青葉幼稚園と改称し、73年間にわた

り幼児教育に携わっていただきましたことに対し、深く感謝を申し上げる次第であります。

また、3月27日に活汲へき地保育所、翌28日には津別及び本岐へき地保育所の閉所式を園児及び関係者の出席のもと執り行いました。本岐へき地保育所は昭和40年、活汲へき地保育所は昭和41年、津別へき地保育所は昭和42年に認可を受け、それぞれ半世紀近くにわたって運営してまいりました。閉所にあたり、特に活汲及び本岐地域の皆さまには、感慨を深くしていることと思いますが、子どもたちの明るい未来のため、保育と幼児教育の充実を支援してまいる所存であります。

次に、認定こども園の開園についてであります。3月23日、関係者が出席する中、竣工式が執り行われました。その後、町民に対する見学会を行ったところ、関心が高く大勢の方が見学に訪れました。建物は町有林の木材をはじめ、丸玉産業など町内の工場で製造された木製品を積極的に使うなどし、建物全体で道産材割合が88%となる愛林のまちにふさわしい施設が完成したところです。

4月1日には開園式が執り行われ、混乗スクールバスを利用した通園が始まり、今後、幼児教育から義務教育につなげる一環した体制が構築されるよう期待するものです。

次に、地域相互支援型自治体推進モデル研究に対する協力についてであります。津別町に数度来町しています市民後見事業の第一人者である大阪市立大学大学院岩間教授が、本年4月から施行された「生活困窮者自立支援法」における基礎研究を国に申請したところ、このたび採択されました。これは、人口減少社会及び超高齢化社会を想定し、地域住民の総力を結集した「支え合い」を基調とし、日常生活圏域での専門職と地域住民が協働する総合相談体制と、それを支える地方自治体の役割を明確にした生活困窮者等への支援のあり方について、津別町と東川町の2町を対象として3年間にわたり研究を行うものであります。町としましては、この研究に積極的に協力し、支援・相談体制の構築を行ってまいります。

次に、T P P交渉経過と地域影響を考える勉強会についてであります。4月16日、林業研修会館において、農業関係者等60名が参加する中、北海道大学大学院東山寛氏を講師に招き開催されました。最近のアメリカとの交渉の動きは、合意もしくは合意

に近い状況にあるといわれており、大詰めの段階を迎えた現状認識や問題点、今後の見通しについてわかりやすく説明され、参加者の理解を深めたところであります。

次に、津別建設業協会からの入札閲覧方式の変更要望についてであります。4月21日、現在、町が発注する工事等の入札にかかる設計図書の閲覧につきましては、指名業者の希望により貸し出しを行い、業者でコピーをした後に返却する方式をとっていますが、閲覧の際にUSBメモリに設計図書のデータを保存して配付する北海道方式への変更要望がありました。この要望は、利便性の向上と省資源対策につながることから、工事及び工事に伴う委託業務に限定し、北海道と同様の対応をとることとしました。実施時期につきましては、ウイルス対応などセキュリティ対策の準備が整い次第行うこととしています。

次に、会計検査受検についてであります。4月21日、津別小学校及び活汲小学校の耐震工事、活汲小中学校の廃校関係について会計検査が行われました。また、5月18日、19日には、森林整備加速化・林業再生整備事業で建設した体験交流施設みいとインつべつの会計検査が行われ、両検査とも無事終了したところです。

次に、津別ライオンズクラブに対する津別21世紀の森周辺利活用検討報告書の説明についてであります。5月12日、津別ライオンズクラブ例会において、役場内検討会議とコンサルがまとめた報告書の説明を行いました。報告書は、21世紀の森周辺23ヘクタールの現在の活用状況を把握し、それを基に津別の魅力発信やPRなど観光的な整備と子どもの遊び場や森林学習環境を整えていくため、津別ライオンズクラブさまからの寄附金を活用することに理解を求め、今後の整備に対する意見をいただくこととしたところです。

次に、阿寒国立公園の名称変更要請についてであります。昨年阿寒国立公園は指定80年を迎えたところですが、同公園への入り込み数が減少し、観光産業を中心に厳しい状況が続いているところです。国が目指す観光立国の施策により、観光戦略に取り組む自治体が増加する中、阿寒国立公園も観光戦略の一つの方策として、国内外に抜群の知名度を誇る「摩周」を公園名に加えることが、観光振興の一助になるものと期待し、面積の85%を占める釧路市と弟子屈町の間で協議が進められてきたところです。このたび、両市町が合意に至ったことから、5月15日、周辺9町の一つである津

別町に同意の要請があり、了承することといたしました。要請された名称は「阿寒摩周国立公園」であり、今後、名称変更の実現に向け公園内 11 市町の連携のもと、平成 29 年に開催される自然環境保全審議会で決定されるよう運動を展開してまいります。

次に、船橋市非公認キャラクターふなっしーの来町決定についてであります。昨年 4 月の第 9 回船橋・津別青少年交流協会総会の席上、設立 10 周年を記念し「ふなっしーをつべつ夏まつりに」と松戸船橋市長が発言され、このたび、市長並びに交流協会のご尽力により、北海道では札幌市と砂川市に次いで津別町への来町が決定したところです。来町日程につきましては、スケジュールの都合により、例年より一週間遅れの 7 月 12 日となりましたが、町民の皆さまとともに「ふなっしー」を歓迎し、つべつ夏まつりを大いに盛り上げていきたいと考えております。

なお、今議会におきまして、人事案件、条例制定等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し、質疑を受けます。

7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君） 1 点お伺いしたいと思います。2 ページから 3 ページにわたって二水郷との交流について述べられておりますけれども、ここに述べている内容で、この二水郷との関係につきましては、窓口を総務課としてやってずっときておられると思います。かつ、津別町の日台親善協会のことがこの中に全然述べられていないわけですが、その二つについて、どういうことなのかお答えいただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 窓口は総務課になるのですけれども、今回は中学生との交流が中心ですので、その部分が中心となってきますので、総務課も当然そこに加わることにします。ただ、やりとりにつきましては、教育関係者、校長も含めてこれから進めることとなりますので、直接のやりとり、具体的に中学生との日程だとか範囲だとかさまざまなこと、時期だとかいろいろ出てきますので、そういう意味で教育委員会が今回のことについては窓口になるということです。

それから、日台親善協会につきましては、この後津別の日台親善協会の総会がありますので、そこも聞いている範囲の中では向こうに行く、今年行ってみたいというお話が出ているようでありますので、そこと今ここが町のほうで進めようとしている部分と、総会の中でお話しをして、そして、できれば一緒になって対応できるような方向で進めていきたいというふうに思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 津別のほうから当選のお祝いで期待する旨の手紙を送付したというふうに書いておりますけれども、中身については触れられておりませんが、中学生の相互交流だけを書いているのかわかりませんが、もし当選された郷長に出した内容について、もし今回ここで答えられるのであればいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） ただいま山内議員のほうからご質問のありました内容について、私の知っている限りのところでご説明させていただきたいと思っておりますけれども、当選のお祝いの内容含めまして町長のほうから手紙を出したということでございまして、返事の中でその総体的なことが触れられているわけでございまして、まず第一に、平成24年の10月8日に二水郷と津別町が調印式を行ったときに、このたび郷長になられた方につきましては、二水郷の議会の副議長であったということからいきまして、この間の調印に至る経過についても非常に興味を持ち、さらに交流が深まっていくことについて非常に情熱を持ってかかわってきた経過があると。

そしてまた、津別町が調印式を行う前の年、23年の11月に教育委員さん、そして当時の生涯学習課長も二水郷のほうに訪問しているわけでもありますけれども、そこら辺の中学生の交流を進めていかなければならない経過についても、現郷長については十分承知した中でお返事が来ております。その中で友好都市の活動を進めていくことについては、そういった経過から非常に私としても前向きにかかわっていききたい。特に中学生の交流については、この行政報告の中に町長が記載しているとおりの文言で胸襟を開き、お互いに切磋琢磨して取り組んでいくことについては非常に有意義なことであるということで、具体的な取り組みに進んでいきたいということで、繰り返しにな

りますけども姉妹都市のさらなる発展、その中における中学生の相互交流については、具体的に進めてまいりたいというような内容でございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

6番、藤原英男君。

○6番（藤原英男君） 6ページなのですけれども、21世紀の周辺利活用検討報告書の関係ですけれども、5月12日にその利活用に対して寄附をいただいているライオンズクラブに説明をして理解をいただきたいという話でやられているかと思えますけれども、ちょっと自分も気にはしていたのですけれども、なかなか中間報告も経過報告もない中で、多分3月末にはでき上がっていたのかなというふうに思うのですけれども、5月18日の常任委員会にも報告もなかったのですけれども、何となく順番が逆なような気がするのですけれども、ちょっとこれがだめだというわけじゃなくて、ちょっと何か先に委員会にある程度の報告があってもしかるべきでなかったのかなというふうに思うのですけれども、ちょっとお伺いしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（横山 智君） 今藤原議員の質問でございますけれども、構想につきましては委託期間、これは3月で終了いたしまして報告をいただきました。それで、この件につきましては、あくまで構想ということでとりまとめたということでして、これから具体的な計画、それに入っていくかと思えます。それには当然議会の皆さま方と相談をしながらということになるかと思えますけども、その段階で、この報告を議会なり町民の皆さまにいつやろうかということで検討はしておりました。ただ、何もない構想で、もうちょっと具体的な計画、これにつきましては当然予算の関係もかかわってくるものですから、その計画、ある程度どのようにしていきたいという方向性を持った中で示さないといけないかなというふうに考えておりました。その中で5月にライオンズクラブさまの例会があったということで、寄附金をいただいていた関係なり、それとライオンズクラブさまから、どのようになったのかという要請がありまして、その説明を取り急ぎ行ったということでございます。

ですから、このあと、構想はまとまりましたけども、その構想に基づいてどのよう

にしていくかということは今後担当としても詰めていかないといけないですし、議会の皆さまとも協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

それで、具体的には5月の委員会で報告ということも考えましたけども、両委員会にまたがるといったようなことで、そういうことでなくて全員が集まる機会、そのときにでも報告しようというふうに担当のほうとしては考えていたのが事実でございます。

○議長（鹿中順一君） 6番、藤原英男君。

○6番（藤原英男君） 課長の言うことはわかります。ですけれども、構想ができて、ある団体には構想を説明をしている、議会には説明はない。ちょっと逆じゃない、おかしいのじゃないですかと、まずちょっと思います。これから自主計画だとか、そういうものが入ってくるのだと思うのですけれども、どこかで説明ができる構想であるのであれば、先に議会なり全員協議会にかけるまでにはいかないにしても、経過報告はあってしかるべきだと思うのです。だから、どこの計画もそうなのですけれども、「はい、できました」と少なくとも途中経過というのはなかなか我々議員が入ることは少ないのですけれども、自分もちょっと気にしていたものですから、いつこの報告があるのか、できたのかなというふうにまず思っていたので、ちょっとその辺だけ今後に向けて順番が間違っているのじゃないかと思っておりますので、考えていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（横山 智君） 藤原議員のおっしゃることはごもっともだというふうに理解しております。先ほどちょっと答弁しましたように、ちょっと重複になりますけれども、5月の委員会なり、それぞれで報告ということも考えたのですけれども、ちょっと日程的なものなりを含めまして、何か皆さま一緒にできる場を設けたいなということがまずありました。それとそのライオンズクラブさまからの寄附金をいただいていたものですから、そこからの要請もあったものですから、順番が逆じゃないかという話、そのような結果に結果的にはなってしまったということでございます。

これはあくまでも構想ということですので、今後は計画となりますと予算も絡んできますし当然皆さまとご相談しながらということになりますけども、この構想につき

ましては、そのような考えでいましたので、どこかしかるべき時期に皆さま方に報告はしたいというふうには考えております。

あと、町民の方々にもやったほうがいいのではないかとすることは、これも考えておりました。ただ、3月末といたしますか、そういう時期に報告をいただきまして、非常に年度がわりで、そういう時期が確保できなかったというのが正直なところでありまして、そういうことは考えていたと。これから実施していこうというふうには考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

◎同意第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、同意第3号 固定資産評価員の選任についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（竹俣信行君） ただいま上程になりました同意第3号 固定資産評価員の選任についてであります。地方税法第404条の規定により、固定資産税を課税するにあたって、固定資産を適正に評価する評価員を各市町村に設置することとなっており、本町におきましては担当課長を選任させていただいております。

4月1日付の人事異動に伴い前任の住民企画課長 小野寺祥裕に代えて後任の住民企画課長 伊藤泰広を選任いたしたく議会の同意を求めますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって同意第3号は同意することに決定しました。

◎承認第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度津別町一般会計補正予算（第10号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤 泰広君） それでは、ただいま上程となりました承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度津別町一般会計補正予算（第10号）について）を説明いたします。

専決の理由につきましては、専決処分第3号のとおり国の補正予算により地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金が交付されることに伴う予算の増額補正と、繰越明許費の設定につきまして特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないためとさせていただきます。

交付金に基づく事業につきましては、3月5日の第2回全員協議会において説明させていただいた9事業の内容であります。すべて明許繰越とさせていただきます。27年度事業として行うものであります。

それでは、補正予算の条項をご覧ください。第1条につきましては、第1項で歳入歳出予算のそれぞれに5,693万円を追加し、予算の総額を58億3,253万7,000円とするものであります。

第1条第2項及び第2条につきましては後ほど説明させていただきます。

資料の事項別明細書、歳出のほうから説明いたします。5ページから6ページをお開きください。先の全員協議会で説明いたしましたが、交付金は、地域消費喚起生活支援型と地方創生先行型となっております。その型の中で流用が可能であるということでもありますから、予算につきましても二つの目で設定させていただきます。

なお、事業内容につきましては、全員協議会で説明しておりますので、詳細は省略させていただきます。款2総務費、項2地域振興費、目5地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業費として予算化させていただきましたのが、地域創生先行型のほうになります。必須であります人口ビジョン及び総合戦略策定事業をはじめ8ページまでの8事業に対し、総額3,503万4,000円の追加となります。一部旅費等で交付金対応にならないと見込まれるものがありますので、13万8,000円の一般財源をつけまして補正となっております。なお、先に申しましたとおり交付金事業につきましては、同じ型、つまりこの目の中での流用が可能でありますので、この目内での事業間流用を視野に入れて柔軟に対応していこうと考えております。

もう一つの型であります地域消費喚起生活支援型は、1事業で対応しようとするもので、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費で2,189万6,000円の追加となります。事業は10ページになります。プレミアム付商品券事業といたしまして、道の交付金事業を見込みながら30%プレミアム、町民税課税世帯は1世帯2万円を購入条件としまして1万円で1万3,000円の商品券を購入できるものと考えています。また、生活支援型ということで町民税非課税世帯につきましては、この1万円を購入の条件としながらも5,000円で1万3,000円の商品券を購入できるものとして考えております。7月からの販売、12月までの使用期間といたしまして現在最終調整をしているところですが、販売、換金事務等は商工会に委託、それから対象世帯の一部につきましては、個々に案内を送ることで予算措置をしているところでもあります。なお、国の交付金につきましては上限があるということですので、購入率を高く見まして財源の不足分を一般財源として補うことで予算措置をしていることをご了解いただきたくお願いいたします。

次に、歳入の3ページから4ページをお開きください。款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税ですが、財源の不足分につきまして、一般財源として特別交付税として409万2,000円の増額補正となります。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金につきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金としまして5,058万8,000円の増額となります。

款14道支出金、項2道補助金、目1総務費道補助金につきましては、国庫補助金と

同様な交付金となりますが、地域消費喚起生活支援型としてプレミアム商品券事業につきましても、プレミアム率 30%のうち 5%につきまして、道への交付金から市町村に交付するもの 225 万円の増額と見込んだところであります。

それでは、補正予算の条文にお戻りください。第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま歳出歳入でご説明いたしました内容を款項の区分ごと整理したものですので、補正総額につきましては、第 1 項の内容のとおりとなるところであります。

第 2 条の繰越明許費につきましては、第 2 表のとおり国の補正予算に対応するものということで 9 件すべての事業につきまして設定をお願いするものであります。

以上、内容の説明といたしますので、ご承認をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 2 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第 3 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度一般会計補正予算（第 11 号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤 泰広君） それでは、ただいま上程となりました承認第3号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度津別町一般会計補正予算（第11号）につきまして）説明いたします。

専決の理由につきましては、専決処分第4号の処分書のとおり各歳入の確定を基本とする補正につきまして、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないためとさせていただいております。

実際の内容としましては、各歳入の確定及びそれらにかかわる各事業費精査を基本に歳出の精査を行い、財源調整によりまして一般財源を基金への積み立てを行うことで補正予算を組み立て、3月31日付で地方自治法第179条に基づき専決処分をしたところであります。

内容につきましては、資料の事項別明細書で説明いたしますが他の精査については主なものについてのみのご説明、それから財源内訳のみの補正は説明を省略させていただきますので、ご了解方よろしくお願いいたします。

また、資料の事項別明細書の歳出につきましては、財源内訳が事業ごとに表示できるように是正しております。そういうふうには修正いたしましたが財源内訳のみの補正につきましては特に表示がありません。事業の補正額がゼロとなっているものは財源内訳のみの補正として勘案くださいますようよろしくお願いいたします。

それでは、補正予算の条項をご覧ください。第1条につきましては、第1項で歳入歳出予算それぞれに9,907万8,000円を追加いたしまして、予算の総額を59億3,161万5,000円とするものであります。

第1条の第2項及び第2条につきましては、後ほど説明させていただきます。

それでは、資料の事項別明細書、歳出から目を基本に説明いたしますので23ページから24ページをお開きください。款2総務費につきましては、全体で1億5,347万7,000円の補正になりますが、第1項総務管理費として目3財政管理費を1億5,663万2,000円の増額となります。財政調整基金積立金としまして、一般財源の残り524万5,000円を増額補正。次に、公共施設等整備基金につきましては、特定公共賃貸住宅使用料の確定による増額積み立てとして138万7,000円、一般財源の増額積み立てとして

1億5,000万、合わせまして1億5,138万7,000円を増額補正するものであります。

次に、項2地域振興費の目1企画総務費ですが、25ページから26ページをお開きください。船橋市の青少年交流協会からの寄附金を地域振興基金積立金として3万円の増額、目3企画振興費でふるさと納税の積立金としまして、ふるさとつべつ応援基金積立金10万円の増額となります。

次、飛ばしまして29ページから30ページのほうをお開きください。款3民生費ですが、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費において、重度心身障害者医療助成経費につきまして、これは事業費の精査になりますが、予算総額の5割弱1,098万7,000円の減額となるところであります。

次に、31ページから32ページをお開きください。社会保障事業基金積立金になりますが、これは地方消費税交付金のうち増税分であります社会保障財源額について額が確定したことにより22万1,000円の増額、最終的には本年度の最終交付額は1,159万4,000円となるところであります。

次に、国民健康保険事業特別会計の繰出金は512万7,000円の減額、同様に介護保険事業特別会計繰出金も225万5,000円の減額となります。

次に、35ページから36ページをお開きください。福祉基金の積み立てですが、美幌地区安全協会付設美幌自動車学校から高齢者の交通対策のためにと寄附されました50万円を増額するものであります。目8後期高齢者医療費では、後期高齢者医療事業特別会計の繰出金を12万7,000円の減額となるところであります。

次に、37ページからの款4衛生費、項1保健衛生費ですが、次のページ、39ページから40ページをお開きください。目3の環境衛生費におきまして、下水道事業特別会計繰出金を1,874万円の減額となるところです。

これ以降につきましては、すべて歳入が伴う事業費の精査と財源内訳のみの補正となりますことから説明を省略させていただきます。歳入の3ページから4ページのほうをお開きください。

歳入につきましては、実績による補正となりますので、主なものについてご説明いたします。まず、款1町税は1,777万7,000円を増額補正となります。特にそのうち町民税は現年分で個人554万6,000円、法人515万8,000円と増額。また、町たばこ

税につきましても 281 万 8,000 円の増額となり、いずれも見込みよりも上回る結果となっております。

款 2 地方譲与税は 301 万円の増額です。次の 5 ページになりますが、款 4 配当割交付金、それから配当割交付金は 220 万 4,000 円の増額、また、款 5 株式等譲渡所得割交付金は 118 万 1,000 円の増額、これらにつきましては、見込みがちょっと立てにくかったのですが、実績増となったところであります。款 6 地方消費税交付金につきましては 3,715 万円の増額で、最終的に 7,008 万 8,000 円の交付となりましたが、うち 1,159 万 4,000 円が社会保障財源分、いわゆる消費税増税分として社会保障事業費に積み立てる分であります。これらにつきましては、福祉や衛生、少子化対策など社会保障事業の財源とするものであります。

次に、款 7 自動車取得税交付金ですが、これは 753 万 9,000 円の減額となります。これは税率改正、特にエコカー減税の影響について見込み違いがちょっとありまして、大変申し訳ありませんが 753 万 9,000 円減額となったところであります。

款 9 地方交付税は 9,134 万 2,000 円の追加で、普通交付税が 252 万 4,000 円の増額ですが、最終確定額は 25 億 4,867 万円、前年対比 3 億 1,011 万円、10.3%の大幅減となったところであります。特別交付税は 8,881 万 8,000 円の増額ですが、こちらの交付確定額は 1 億 9,291 万円、前年対比 19 万 9,000 円、0.1%の微増となったところあります。

次に、款 11 分担金及負担金ですが、これは 7 ページから 8 ページをお開きください。項 2 負担金、目 1 民生費負担金で、へき地保育所保育料の確定としまして 252 万 6,000 円の増額、目 2 衛生費負担金の生ごみ処理費負担金は、大空町から持ち込みされる生ごみの広域処理費用の負担金で実績によりまして 92 万 2,000 円の減額となります。

款 12 使用料及手数料ですが、項 1 使用料のうち目 2 民生使用料の陶芸施設使用料につきましては、これまで使用していましたが休廃止ということになりましたことから、全額の 4 万 8,000 円の減額をするものであります。目 5 土木使用料のうち、2 節の住宅使用料につきましては総額 373 万 1,000 円の増額になりますが、特定公共賃貸住宅の分につきましては、公共施設等整備基金積立の財源としているところであります。

9 ページからの款 13 国庫支出金は 269 万 8,000 円の減額で、対象事業の事業費確定によるものですが、11 ページから 12 ページの項 2 国庫補助金につきましては、国庫補助金のうち社会資本整備総合交付金内訳につきましては、総務費はふるさと定住促進事業に係るもので 95 万円の減額、林業費はペレットストーブ補助事業に係るもので 50 万円の減額、住宅費は公営住宅の建て替えに係るもので 140 万円の増額となっているところであります。

款 14 道支出金につきましても対象事業費の事業費確定によるものですが、13 ページからの項 2 道補助金におきまして、目 2 民生費道補助金の地域づくり総合交付金につきましては、これは福祉灯油に係るもので 75 万円の新規追加となっております。また、保育緊急確保事業費補助金につきましては、道補助金のメニュー移行につきまして、一部計上漏れをしていましたということで、実績による 323 万 6,000 円の新規追加となるところであります。

目 4 農林業費道補助金につきましては 15 ページから 16 ページをご覧ください。林業費補助金の地域づくり交付金につきましては、これは治山事業に係るもので 38 万 4,000 円の減額となります。

款 15 財産収入につきましては、17 ページから 18 ページをお開きください。項 2 財産売払収入につきまして、目 1 生產品売払収入としまして町有林素材売払収入として 641 万 9,000 円の増額で総額 1,818 万 8,000 円となるところであります。また、目 2 の動産売払収入につきましては、オフセット・クレジット売払収入で 55 万 2,000 円の増額、総額 377 万 4,000 円となったところであります。

款 16 寄附金につきましては、総務費寄附金は、ふるさと納税の分でありまして 10 万円の増額。目 2 教育費寄附金は、船橋・津別青少年交流協会からの寄附金で 3 万円の増額、民生費寄附金は、美幌地区安全協会付設美幌自動車学校からの寄附金で 50 万円の増額となります。

款 17 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 基金繰入金は、各対象事業費の精査で総額 865 万円の減額となるところであります。

款 19 諸収入につきましては 19 ページから 20 ページをご覧ください。項 5 の雑入、目 2 弁償金につきましてですが、光ファイバーの折損に係るものなど弁償金としまし

て5万8,000円の増額となります。目5過年度収入につきましては、町有施設に設置していましたが自動販売機の電気料に係るものの請求漏れがありまして過年度収入となったことから3万2,000円の追加となっております。目6雑入ですが、職員研修費の助成としまして市町村アカデミー等研修受講助成金30万1,000円の新規追加等を含めまして、総額134万6,000円の増額となります。

次に21ページから22ページをお開きください。款20町債で410万円の減額補正となります。これは4件の事業について起債額の変更となるところであります。

それでは、補正予算の条文のほうにお戻りください。第1条第2項の第1表につきましては、ただいま歳出、歳入でご説明いたしました内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正総額につきましては第1項の内容のとおりとなるところであります。

第2条の町債の補正につきましては第2表になりますが、歳入の補正額に基づきまして4件の事業の限度額の変更をお願いするものであります。限度額の総額を10億2,424万9,000円とするものであります。

以上、内容の説明といたします。ご承認をくださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいま上程となりました承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）について）ご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、歳入において国庫支出金、療養給付費交付金等の額の確定精査を行い、歳出では保険給付費の確定を主なものとする補正で、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたものであります。

それでは、条文の第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から4,894万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億7,301万6,000円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので9ページ、10ページをお開きください。款1の総務費、目1一般管理費、総務一般事務経費については、事務費精査により33万9,000円の減額補正であります。目2連合会負担金につきましては7万1,000円の減額補正であります。

11ページ、12ページをお開きください。項2徴税费、目1賦課徴收费につきましては、国保税徴収業務で17万2,000円の減額、目2滞納処分費では1万円の減額、項3運営協議会費、目1運営協議会費では12万1,000円の減額。

13ページ、14ページをお開きください。項4趣旨普及費、目1趣旨普及費では4万3,000円の減額であります。款2保険給付費、項1療養諸費では、療養給付費の確定に伴い一般被保険者分で2,843万2,000円の減額、退職被保険者等で1,665万円の減額、一般被保険者療養費41万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

15ページ、16ページをお開きください。目4退職被保険者等療養費では50万3,000

円の減額、目5審査支払手数料では12万4,000円の減額とするものです。次の項2高額療養費は、自己負担限度額を超えた部分に対するものですが、一般被保険者分、退職被保険者等分、高額介護合算医療分も含めまして729万9,000円を減額するものがあります。

17ページ、18ページをお開きください。項3の移送費では、利用実績がなかったということで一般、退職合わせて3万1,000円の減額、項4出産育児諸費では9名の支出にとどまりましたので支払手数料も含めて42万1,000円の減額、18ページ、19ページをお開き願います。項5葬祭諸費では18万円を減額するものです。

款3後期高齢者支援金、次の款6介護納付金は財源内訳のみの補正となります。

21ページ、22ページをお開き願います。款7共同事業拠出金についても、額確定により1万5,000円を減額するものであります。款8保健事業費、項1の特定健康診査等事業費で211万7,000円、23ページ、24ページをお開きください。項2保健事業費で34万6,000円は、いずれも事業精査による減額補正であります。次の款9基金積立金では、療養給付費等交付金など次年度に償還する財源などで867万7,000円を追加するものであります。以下、款10公債費では5万円の減額。25ページ、26ページをお開きください。款11諸支出金では、28万2,000円の減額で精査による補正であります。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので3ページ、4ページをお開き願います。款1国民健康保険税につきましては一般、退職合わせまして額の確定により46万円の減額。款2国庫支出金につきましては、国庫負担金、国庫補助金の額の確定により3,663万1,000円の減額となります。

5ページ、6ページをお開き願います。款3の療養給付費交付金につきましては、1,118万円の減額、款5道支出金では403万6,000円の追加でございます。道補助金の財政調整交付金738万8,000円の減額、特別財政調整交付金1,142万4,000円の増額補正につきましては、保健事業費、医療費の通知、収納率の確保などから交付を受けております。款8の繰入金の一般会計繰入金として事業精査により512万7,000円の減額を行っております。款10の諸収入では、款1延滞金、加算金及過料で4万5,000円の減額、7ページ、8ページをお開きください。項2雑入では46万6,000円を追加

し、合わせまして 42 万 1,000 円の追加を行っております。

それでは、第 1 表に戻っていただきまして、ただいま申し上げましたそれぞれの補正額を款項ごとに整理をさせていただきました。

以上、説明を申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 4 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第 5 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいま上程となりました承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について）ご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、主に後期高齢者医療保険料など額の確定に伴う補正で、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分させていただいたものであります。

条文の第 1 条といたしまして歳入歳出予算の総額から、それぞれ 135 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8,998 万 6,000 円とするものであります。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので 5 ページ、6 ページをお開きください。款 1 総務費につきましては、目 1 一般管理費及び項 2 徴収費、目 1 徴収費において旅費、需用費などの事業精査により 12 万 5,000 円を減額するものです。

続いて、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金では、後期高齢者医療広域連合への保険料納付金の確定により 112 万 5,000 円を減額するものです。

次に、7 ページ、8 ページをお開きください。款 3 諸支出金では、過年度過誤納還付金及び還付加算金の額の確定により 9 万 8,000 円を減額するものです。項 2 繰出金につきましては、一般会計繰出金として 1 万 1,000 円を減額するものであります。

続きまして、歳入のご説明を申し上げますので 3 ページ、4 ページをお開きください。款 1、項 1 後期高齢者医療保険料では、額が確定いたしましたので 112 万 1,000 円を減額するものです。款 2 広域連合支出金 1 万 1,000 円の減額、款 3 の繰入金 12 万 7,000 円の減額、款 5 諸収入 10 万円の減額につきましては、それぞれ額の確定により減額を行うものであります。

それでは、第 1 表に戻っていただきまして、ただいま申し上げましたそれぞれ補正額を款項ごとに整理をさせていただいたものです。

以上ご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩をします。

休憩 午前11時 2分

再開 午前11時 15分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎承認第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第10、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） ただいま上程となりました承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）について）ご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、歳入において保険料、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金及び繰入金等の額の確定により精査を行い、特に緊急を要するため議会を招集するための時間的余裕がないため地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいたものです。

それでは条文をご覧ください。第1条といたしまして歳入歳出予算の総額からそれ

ぞれ 1,598 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 4 億 8,353 万 9,000 円とする
ものです。

歳出のほうからご説明申し上げますので 7 ページ、8 ページをお開きください。
款 2 保険給付費では要介護、要支援の認定を受けた者が利用した介護サービス経費と
なりますが、この事業の確定によりまして総額で 1,567 万 8,000 円の減額となります。
平成 26 年度の介護保険サービスの利用状況などにつきましては、ただいま担当が整理
しておりますので 6 月に予定をしております初回の常任委員会で報告させていただく
予定でございます。

次に、11 ページ、12 ページをお開きください。款 3 地域支援事業費につきましては、
地域で生活する高齢者が要支援状態または要介護状態とならないように支援する事業
に要する経費ですが、事業の確定によりまして総額 145 万 7,000 円の減額となります。

19 ページ、20 ページをお開きください。款 4 基金積立金では 123 万 8,000 万の追加
補正となります。これは保険給付費に係る国の負担金と地域支援事業に係る国道支払
基金の補助金が多く交付されており、平成 27 年度に返還するため、これを介護給付費
準備基金に積み立てをし、6 月以降の実績報告による確定後取り崩しを行い返還する
ものでございます。款 5 諸支出金では 9 万円減額するものであります。

続いて、歳入にお戻りいただきたいと思っております。3 ページ、4 ページをお開きく
ださい。款 1 保険料では 65 万 5,000 円を増額するものです。款 2 手数料では 4 万 5,000
円を減額するものです。款 3 国庫支出金、款 4 支払基金交付金、款 5 道支出金では保
険給付費地域支援事業費が確定しましたので、国庫支出金では 75 万 5,000 円の追加、
支払基金交付金では 552 万 6,000 円の減額。道支出金では 446 万 1,000 円を減額する
ものです。

次に、款 7 繰入金、736 万 9,000 円の減額であります。項 1 の一般会計繰入金ではル
ール分といたしまして整理いたしまして合わせて 225 万 5,000 円を減額するものです。

次に、5 ページ、6 ページをお開きください。項 2 基金繰入金は保険給付費の減額
に伴い 511 万 4,000 円を減額するものです。款 9 諸収入では 4,000 円の追加補正をす
るものです。

それでは第 1 表に戻っていただきまして、ただいま説明いたしました内容を款項ご

とに整理させていただいておりますので、原案につきましてご承認いただきますよう
よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第6号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

竹内建設課主幹。

○建設課主幹（竹内秀行君） ただいま上程となりました承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第8号（平成26年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第6号）について）ご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、歳入では一般会計繰入金、諸収入、分担金及負担金等の額の確定によるもので、歳出では事業完了による減額精査でございますが、補正について特に緊急を要するための議会を招集する時間的余裕がないためでございます。

第1条につきましては、歳入歳出それぞれ1,247万1,000円を減額し、予算の総額を4億5,684万5,000円とするものでございます。補正内容につきましては、主なものについてご説明いたしますので歳出の5ページ、6ページをお開きください。

款2特環下水道費の目1管渠管理費、工事請負費、公共汚水柵設置工事は5カ所設置を見込んでおりましたが、1カ所設置につき130万円の減額をするものです。目2処理場管理費、委託料は下水道管理センター維持管理業務の完了精査により315万円の減額をするものでございます。7ページ、8ページ、項2下水道整備費につきましては、工事請負費、マンホールポンプ所改築更新工事で完了精査により133万6,000円の減額となります。

9ページ、10ページ、款4集落排水費における処理場管理経費ですが、需用費において大きな修繕等がありませんでしたので134万8,000円を減額するものでございます。

3ページ、4ページ、歳入にお戻りください。

款1分担金及負担金につきましては、徴収猶予を取り消した土地に対して下水道受益者分担金を付加いたしましたので16万1,000円を増額し、款4繰入金につきましては、歳入歳出の精査確定に伴い一般会計繰入金を1,874万円減額するものでございます。款6諸収入につきましては、国道240号曲線緩和工事に伴う下水道管の移設補償として610万8,000円を増額するものでございます。

最初の条文に戻っていただき、第1条第2項の第1表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款項区分に整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第43号

○議長(鹿中順一君) 日程第12、議案第43号 津別町創生総合戦略会議設置条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

森井住企画課主幹。

○住企画課主幹(森井研児君) ただいは上程となりました議案第43号 津別町創生総合戦略会議設置条例の制定についてをご説明申し上げます。

別途配付しております説明資料1、2ページをお開きください。条例案の条文とその内容説明を記載しておりますが、参考となる事項について備考に追記させていただきました。地方創生事業につきましては、過去、全員協議会でご説明し予算面につきましては先ほど承認第2号でご承認いただきました地方創生事業分にて計上させていただいておりますが、昨年11月に制定された「まち、ひと、しごと創生法」及び「まち、ひと、しごと創生総合戦略」により求められております地方人口ビジョンと、地方版総合戦略を審議、策定、検証するための会議を設置し、非常勤特別職として報酬等の対象としたく条例を制定するものであります。

第1条につきましては設置の目的となります。津別町の地方版総合戦略を審議し、策定された総合戦略について検証も行っていく会議とするものです。総合戦略につきましては、遅くとも平成27年度中の策定が求められているところですが、地方活性化地域住民生活等緊急支援交付金に地方創生先行型上乗せ交付分、こちらの交付採択を受けやすくするためには、できるだけ10月までの策定が求められているところですが。

第2条は所掌事業についてであります。町長の諮問に応じ審議するもので、人口問

題対策、いわゆる人口ビジョン、こちらの総合企画。地方版総合戦略の策定に関する
こと。総合戦略に基づく施策の実施状況及び効果の検証を行う機関となるところです。
地方人口ビジョンにつきましては2060年までを対象とすることが基本とされ、地方版
総合戦略につきましては平成27年から平成31年までの5年間の計画期間とされてお
ります。

第3条は専門機関との連携についてであります。策定支援を北海道総合研究調査会
に委託するものですが、既に機能し始めておりますまちなか再生協議会や筑波大学と
も密接に連携して進めていきたいというふうに考えております。

第4条は委員についてです。10名までと考えております。対象は町内企業、産業界
や金融機関等の代表者を想定しております。計画策定等につきましては次世代を担う
方々の意見が必要になってきますけども、若手世代中心に構成されるまちなか再生協
議会、あと町民アンケート等により意見を広く求めて進めてまいりたいというふうに
考えております。

第5条につきましては任期ですけども、計画期間が5年間ということもあり実施状
況及び効果の検証をお願いすることもあり5年間といたしました。

第6条は会長、副会長を委員が互選する条文。

第7条は、会議の招集者が会長となる規定。

第8条は、事務局を住民企画課とすること。

第9条は、会議の必要事項の会長への委任規定であります。

それでは、議案の条文にお戻りください。各条文につきましては、ただいま説明い
たしましたので附則をご覧ください。附則につきましては公布の日から施行すること
としております。

なお、報酬等の予算につきましては先ほどご説明させていただきましたとおり、ご
承認いただきました承認第2号により計上させていただいているところであります。

以上、ご説明させていただきましたので、原案を承認賜りますようよろしくお願い
申し上げます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 条例案の第4条につきまして何点かお伺いをしたいと思います。この委員について10人以内ということで掲げておりますが、この委員の町内の企業又は経済団体等の代表者というふうに今説明がありましたが、この代表者というのはどこらあたりを指しているのか、会社の代表者なのか企業の代表者なのか、それあたり具体的にもう一度説明をいただきたいのと、町長が認める者と二つありますけども、それぞれどれぐらいの人数を想定しているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 森井住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（森井研児君） 今山内議員より質問されました第4条の関係についてでありますけども、各産業界、企業につきましては基本的に代表者、社長。あと金融機関等々につきましては支店長、こういった代表の方を想定しております。それらの産業界、あと金融機関の方を9名ほど想定していきまして、あと1名の方につきましては、また別途の団体の方から選考することを現在は準備中であります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 創生総合戦略は、やはり住民の意見を聞くというのか住民も中に入るのが大事ではないかなというふうに考えられますけども、この委員の中身を見ると全く代表者というのか、そういう感じのものになっているのではないかと思いますけども、それあたりについて対住民と、この委員の関係につきまして再度お伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） 山内議員の質問に答えたいと思います。この産業界、あるいは経済団体の代表者というふうに定めたのは、この総合戦略会議の実効性を深めたいというのがあります。総合戦略、ご存じのとおり人口を増やす、働く場所を増やすというか維持するというのが考え方なのですが、若手、俗に言う町民の若手ということについては、まちなか再生会議のほうで若手の者が組織されています。それと同じものをつくってもちょっと意味がないのではないかとということを考えまして、まちなか再生のほうで若手の意見を聞く、それから、あと一般住民についてはこの後ア

アンケートを予定しております。一般の住民に対してはそういうアンケートを見る、そうやってつくっていったものの実効性、あるいはやっていく上で目標値を策定するのですが、それがどのようにになっていくかというものを、代表者のほうがある意味、俯瞰的な見方をできる方をお願いして実効性を深めていくというふうに考えたところがあります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） この戦略会議で地方版総合戦略のことについても策定するのではないかと思いますけども、予算の中身含めてコンサルに出してこういう委員の方がいろいろ意見を述べられるというふうになろうと思うのですけども、この総合戦略を将来の津別町の採用する多分計画になるのではないかなと思いますけども、コンサルにそれぞれ同じようにコンサルの会社というのは、いろんな所のデータを集めて多分つくられると思われるのですけども、やはり住民が主体となってそういうものを一つどこかでアンケートのみならず議論する場をつくるべきではないかなと思っていますけども、そのことについて再度お伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） この総合戦略という「まち、ひと、しごと創生」という考え方なのですが、まず第一に人口をどうやって減らさないか。まず言ってみれば、うちの町は管内的には将来的に生産人口というところが下から2番目ぐらいになるんじゃないか、一番低いんじゃないかとかそういうような人口ビジョンが見られています、それをどうやって回避するかというのが一番のところになると思います。

それで住民の意見をどうやって聞くかということになるのですけれども、今アンケートというのを先ほど申しましたが、それとまちなか再生のところの協議会、今年1年補助事業でやりますが、これにつきましては来年、再来年、そのまま継続しようと考えております。先ほど補正のときに若干お話しいたしましたが、そこのところで大学生、学生も入れながら、つまり現地に学生が入って来て、よそ者目線も見ながら、また町の中を実際に歩きながら人の意見を聞きながら、住民の意見を聞きながらということで住民の意見を吸収していきたいという考えを持っています。ですから、町の

若手の住民たちがいよいよ今年1年間吸収するのですが、それを核になって今度毎年、毎年大学生変わりますから町の中に入っていろいろな意見を聞く、実際に住んでいる町の若手の人たち、そのところで議論を交わしながら住民が何を望んでいるかということを得て行って、その結果がこちらの総合戦略のほうに反映できればいいかなというふうに考えております。

住民からどうやって聞くというのはなかなか難しい問題があるのですが、今回のこの総合戦略におきましては、そういう手法をしながら、よそ者目線も入れながらという形で住民の考え方を発掘というか生かしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第43号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第44号

○議長（鹿中順一君） 日程第13、議案第44号 津別町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

篠原住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（篠原裕佳君） ただいま上程になりました議案第44号 津別町税条例等の一部を改正する条例の制定についての内容について説明させていただきます。

別途配付させていただきました説明資料の3ページをご覧ください。税条例等の改正内容として記載させていただきましたが、1の改正根拠に記載のとおり、政府が現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から、地方創生に取り組むための地方団体に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除の拡大、経済再生と財政健全化の両立するための地方消費税税率の施行日の変更及び個人住民税の住宅借入金等特別控除、税額控除の延長など、環境への負荷の少ない自動車を対象としました自動車取得税及び軽自動車税の特例措置の見直し等を行うとともに、平成27年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整を行うほか、猶予制度の見直しなどの納税環境の整備及び税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととした地方税法の一部を改正する法律及び関連政令等が平成27年3月31日に公布されたところであります。

本町においても改正法等の趣旨にかんがみ、軽減措置等の適正な運用を計れるように条例を改正しようとするものであります。

まず、条例改正の必要のない地方税法の改正部分ですが、資料の同3ページの2、地方税法の主な改正内容（条例関連外）としてまとめています。本町においても適用されるものとしましては（1）の地方法人課税における法人事業税の取得割の税率引き下げ及び外形標準課税の拡大等ですが、法人税における所得拡大促進税制と同様の要件を満たす法人について給与増加分の負担が軽減されることと、事業規模が一定以下の法人について2年間に限り外形標準課税の拡大による負担増が原則2分の1に軽減されるところであります。

（2）の消費税率10%への引き上げ時期の変更ですが、施行日が平成27年10月1日から平成29年4月1日に変更されまして、地方消費税の社会保障財源化分に係る経過措置等の所要の措置がされたところであります。

（3）になりますが、自動車取得税におけるエコカー減税の見直しですが、平成32年度燃費基準への置き換えと、32年度燃費基準未達成の現行のエコカー減税対象車の一部を引き続き減税対象とする措置を講じて2年延長されたところであります。

最後に（４）でありますけれども、不動産取得税の特例税率等ですが、住宅及び土地に係る税率の特例措置、これが４％から３％ということで３年延長されました。同じく宅地評価土地に係る課税標準の特例措置、これが２分の１が３年間延長されたことによります。

続いて、条例改正を伴う法改正でありますけれども、資料の４ページ上段のほうの３の条例改正の主な内容としてまとめております。各事項の最後に関係条文と施行期日を記載しておりますので、なお、施行日について記載のない場合は公布日とし、平成２７年４月１日から適用となります。

まず（１）の町民税に関する事項ですが、これは個人町民税になりますが①として特例控除額の拡充と申告手続きの簡素化の関係であります。ふるさと納税に係る特例控除額の上限が所得割額の１割から２割に拡充されます。あわせて確定申告が不要な給与取得者がふるさと納税を行う場合に確定申告せず、寄附金税額控除を受けられる特例が創設されました。また住宅ローン減税については、対象期間が平成３１年６月３０日まで１年半延長されたこととなります。この措置による個人住民税の減収分は、全額国費で補填がされる予定であります。

（２）としまして固定資産税ですが、土地の課税に係る負担調整措置が平成２９年度末まで２年間延長されることになりました。

（３）の地方たばこ税についてですが、旧３級品のたばこについては特例税率が適用されていましたが、この特例が平成３１年４月１日までの間で４段階で縮減、廃止されるための措置であります。

（４）わがまち特例ですが、土地再生特別措置法に伴う施設の建築や非木造の高齢者向け賃貸住宅等の新築にかかわる税額の減額措置の導入等であります。現在のところ該当施設はありません。

次のページになりますけれども（５）の納税環境の整備ですが、国税における昨年度の改正を踏まえて地方税における猶予制度の見直しがされました。あわせて個人住民税との還付加算金の起算日が国税等に倣い改正をされたところであります。

（６）の軽自動車税の税率の特例についてであります。一定の環境性能を有する四輪車等、これは電気自動車を指しますが、その燃費性能に応じたグリーン化特例、軽

減課税の導入と二輪車等に係る税率の引き上げ時期が平成27年4月1日から1年延びまして平成28年4月1日に延期されました。この関係であります。

続いて(7)の町民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税の減免規定の整備であります。これについては、減免について従来減免措置の期限が納期前7日でしたが、納期前の前日までに改正されたものであります。

(8)の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)についてですが、個人番号及び法人番関係の新設等に関する規定の整備によるものであります。

(9)ですけれども、地方税法の改正に伴う税条例等の条文のずれ等の整備であります。

その他関連法の改正等に伴う条例改正については、資料の6ページからの新旧対照表の中で記載をしています。

それでは、6ページの税条例新旧対照表をご覧ください。なお、税法の改正に伴う条ずれとマイナンバー関連法案、関連条項整理については説明を省略させていただきます。

6ページの下段の第8条から11ページの第13条までの関係については、納税環境整備に係る猶予制度の見直しに係る改正であります。

続く第23条の関係については規定の明文化になります。

第31条については、税率の適用区分、適用条項の改正であります。

13ページの第33条についてですが、これは国外転出者の課税条項となります。

15ページからの第51条は、町民税の減免申請の期限の改正になります。

18ページの第71条については、固定資産税の減免申請の期限改正であります。

20ページ第89条は、軽自動車税の減免申請の期限改正です。同じく、同ページの第90条については身体障害者の軽自動車税の減免申請の期限改正であります。

21ページの第139条は、特別土地保有税の減免申請ですが、現在課税が停止されている状況にあります。

続いて附則になりますけれども、資料第23ページの附則第7条の3の2については個人住民税の住宅ローン減税の適用期限の延長であります。

24 ページからの附則第 9 条については、ふるさと納税に係る申告の特例規定への改正であります。

25 ページの附則第 10 条の 2 は、わがまち特例に係る追加の項目ですが、総務省参酌基準に基づいています。

少し飛びますけれども 30 ページからの附則第 12 条及び第 13 条ですが、宅地等に関する負担調整の期間延長にかかわる改正であります。

33 ページの附則第 16 条は、環境性能を有する軽自動車税に関する軽自動車税の軽減になります。続いて、次のページから軽自動車税の税率改正が平成 28 年 4 月 1 日に改正されたことに伴う改正であります。

以上、これで資料の説明については終了させていただきます。

続きまして、議案の条文をご覧いただきたいと思えます。改正の条文につきましては、新旧対照表で説明した内容について条文化したものですので、条文の説明は一応省略させていただきます。

条文の議案をめぐっていただいて 9 枚目になります改正の附則をご覧いただきたいと思えます。第 1 条の施行期日の規定ですけれども、施行は交付日といたしますが法律施行日との空白期間を埋めるために法律施行日である平成 27 年 4 月 1 日から適用するものであります。ただし書きとして、一部は同年 3 月 31 日からの適用になります。各号に定めるものは別途施行日を設定していますが、これらは先の説明資料に付記させてもらったとおりであります。来年の平成 28 年 1 月 1 日と同 4 月 1 日施行のものと平成 27 年 1 月 1 日施行のものがある規定となっております。

次のページの改正附則第 2 条についてですけれども、徴収と換価の猶予に関する経過措置であります。

次のページの改正附則第 3 条ですけれども、町民税に係る適用課税年度の経過措置、同様に改正がされます。

次のページの附則第 4 条ですけれども固定資産税の経過措置であります。

次のページであります改正附則第 5 条ですけれども、軽自動車税に係る経過措置、同じページの改正附則第 6 条ですけれども町たばこ税に関する経過措置、続きまして 4 ページにおきまして、第 7 条でありますけれども特別土地保有税に関する経過措置

であります。

最後になりますけれども、次の第8条については入湯税に係る経過措置であります。

以上、改正内容の説明とさせていただきますので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号

○議長（鹿中順一君） 日程第14、議案第45号 過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

篠原住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（篠原裕佳君） それでは、ただいま上程になりました議案第45号 過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容について説明させていただきます。

地方税法第6条の規定により公益上、その他の理由により課税を不相当とする場合

においては課税を免除することができる規定があります。

この規定により過疎地域においては課税を免除することができる規定があるのですが、この規定により過疎地域自立促進特別措置法、通称「過疎法」であります。この法律において過疎地域と指定されている市町村内で製造業等の設備を新設、もしくは増設したもの、新規投資に係る土地を取得したもの等については固定資産税を3年間課税免除することができることになっています。通称「過疎減免」と申しております。津別町もこの過疎地域に指定されていますので、この制度の適用を受けて行う課税免除について、この条例に定めているものであります。なお、過疎減免の措置が総務省で定める場合に該当すると認められるときは、過疎減免で減収となる分の75%について交付税による補填が受けられることが過疎法に規定されております。この補填制度の適用される場合等を定めた総務省の過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が総務省令第39号、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の改正内容として、平成27年3月31日交付、4月1日施行となりました。適用期限が2年間延長となりまして、そのため条例の期限についても2年間延長するものであります。

それでは説明資料の39ページをご覧ください。条例の新旧対照表となりますが第2条及び制定附則の第3項において省令の期限と同様に改定前、平成27年3月31日を改正後、平成29年3月31日に2年間延ばすように改めるものであります。

それでは、議案の条文をご覧ください。条例については新旧対照表の内容を条文化したものですので説明を省略させていただきます。

改正附則といたしまして、この条例の公布の日から施行し、空白を生じさせないよう平成27年4月1日から適用しようとするものであります。

なお、現在過疎減免に該当するものですが、平成24年に工場等を建設、拡充いたしました冷凍食品製造業と平成26年に建設されました飼料製造施設が該当し、減免措置の決定をしているところであります。

本年度については約1,700万が減免されることとなります。

以上、改正内容の説明とさせていただきます。

ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 45 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 46 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 46 号 津別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 46 号 津別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の条例改正に係る国民健康保険法の一部を改正する法律は、平成 24 年法律第 28 号として既に改正されておりますが、今回改正する部分につきましては法律が未施行となっておりました。

平成 27 年 3 月 11 日に国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担の算定に関する政令の一部を改正する政令が交付されたことにより、今回の改正に係る部分が平成 27 年 4 月 1 日から施行することとなったことから、津別町国民健康保険条例の一

部を改正いたしたく、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

具体的な内容につきましては、説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げますので、説明資料の 40 ページをお開き願います。第 10 条の条文中、法律から引用している条項につきまして「72 条の 4」が「72 条の 5」というふうになるものでございます。

それでは、議案のほうに戻っていただきたいと思います。附則におきまして、この条例は公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

以上、改正内容のご説明を申し上げましたのでご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 46 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

昼食休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

◎議案第 47 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 47 号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 47 号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成 27 年 3 月 31 日に交付され、あわせて地方税法施行令の一部改正により国民健康保険税の基礎課税額等の課税限度額の改正が行われたことから、条例の一部を改正する条例の制定をいたしたく地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

改正の内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を 1 万円、同じく後期高齢者支援金等課税額を 1 万円、同じく介護納付金課税額を 2 万円引き上げるというものであります。この改正によりまして、限度額総額が 81 万円から 85 万円になります。課税限度額の引き上げにつきましては、これまでも医療費の増加推移に伴い国保税総額の増大が懸念される中で既に負担感の重いと言われる中間所得層にさらなる負担を求めるのではなく、高所得者層から求めていく観点から行われてきましたが、本年も同様な意味合いから改正が行われたものであります。

本町におきましても安定的な国保財政運営の継続を図るため、それぞれの限度額の改定を行うものとしたものであります。なお、本年度の基礎課税、高齢者支援金等課税、介護納付金等課税のそれぞれの税率、平等割、均等割の関係であります。本年につきましては、改正は行わないで現行のまま据え置くことといたしました。この理由であります。税率等につきましては医療費の推計から国、道の補助金や交付金等及び基金の保有額等を見ながら検討することといたしておりますが、医療費の平成 26 年度の実績は前年比約 3.3%の減になったことや、平成 27 年度におきましては、現行の税率や均等割額、平等割額で試算いたしますと必要な財源が確保できる見込みと判

断いたしました。今年度の税率等については改正を行わないとしたものであります。このことにつきましては、去る5月11日開催の国保運営協議会にお諮りいたしまして、了承をいただいたところであります。

それでは、改正を要する条文につきまして新旧対照表でご説明申し上げますので、説明資料の41ページをお開きください。

第2条におきましては課税限度額を、42ページの第23条におきましては保険税の減額を規定しているものでありますが、いずれも各項中の基礎課税額を「51万円」から「52万円」に、後期高齢者支援金等課税額を「16万円」から「17万円」に、介護納付金課税額を「14万円」から「16万円」とするものであります。

23条第1項、2項におきまして健康保険税の減額の判定に係る合計所得33万円に同一世帯所得者1人当たり加算する軽減基準額を5割軽減では1人当たり「24万5,000円」を「26万円」に、第3号において国民健康保険税の減額の判定に係る合計所得33万円に同一世帯所属者1人当たり加算する軽減基準額を2割軽減では1人当たり「45万円」を「47万円」に改正するものであります。

議案へお戻りいただきたいと思っております。附則といたしまして、施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものであります。適用区分につきましても改正後の規定は、平成27年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、改正内容の説明を申し上げますのでご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 47 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 (鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 48 号

○議長 (鹿中順一君) 日程第 17、議案第 48 号 津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹 (小野淳子さん) それでは、ただいま上程となりました議案第 48 号 津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

説明資料の 43 ページをご覧ください。今回の介護保険条例の改正内容といたしまして記載させていただいておりますが、1 の改正理由に記載しておりますとおり、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、介護保険法の改正によりまして平成 27 年 4 月から公費を投入して低所得者の第 1 号保険料軽減強化を行うこととされておりました。この軽減強化の内容につきまして平成 27 年 4 月 10 日に介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されまして、第 1 号被保険者のうち介護保険法施行令第 39 条第 1 項第 1 号に該当するもの、これは介護保険料の所得段階が第一段階に該当するものになりますが、ここに該当するものに基準額に乗じる割合を 0.5 から 0.05 を超えない範囲内で市町村が定める割合を減じて得た額とすることになりました。このことから 0.5 の保険料率から 0.05 を減じた 0.45 の保険料率で算定した保険料とする改正をお願いするとともに、3 月議会で条例改正で第 2 条について保険料を定めていることから、見出しを保険料率から保険料に改めましたが、保険料率による保険料を決定する場合の端数処理についての条文を

削除していなかったため今回削除するもので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表をご覧ください。第2条第6項を保険料の所得段階の第一段階、これは第2条第1項第1号に掲げるものですが、軽減強化によって平成27年度から平成29年度を2万500円とすることに改めるものでございます。

説明資料の44ページにあります表ですが、今回の改正によって平成27年度から平成29年度の第一段階の保険料額が改正となりまして、一覧表で4月からの保険料と定める表を記載させていただいております。

それでは、議案本文に戻っていただきたいと思っております。ただいま新旧対照表で説明いたしました内容を改正文としたものでございます。

附則をご覧ください。この条例は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用することとするものでございます。

以上、改正内容の説明とさせていただきますので、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第48号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 49 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、議案第 49 号 財産の取得について（中型スクールバス）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（松橋正樹君） それでは、ただいま上程となりました議案第 49 号 財産の取得について内容を説明申し上げます。

本件は、中型スクールバスの購入につきまして議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

今回のスクールバスの購入は、4 月から開設運行している活汲線の車両として購入するものであります。

1、取得する財産の名称といたしまして、品名 中型スクールバス、車名 日野、型式 SDG-RR7J JCA、数量 1 台であります。購入する車両につきましては乗車定員 45 人、補助席と運転席、助手席を除いた座席が 37 席であります。

2 の契約の方法といたしまして、指名競争入札であります。5 月 13 日にこの車種を扱う 2 業者により指名競争入札を行いました。

3、取得金額は 1,782 万円（うち消費税及び地方消費税額 132 万円）でございます。

4、取得の相手先、北見市中央三輪 4 丁目 523 番地 1、東北海道日野自動車株式会社北見支店、北見支店長 中島裕司で、本案件の議決後に契約を結ぼうとするものであります。

以上、内容について説明申し上げましたのでご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第49号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号

○議長(鹿中順一君) 日程第19、議案第50号 財産の処分について(町有林立木)を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課参事。

○産業振興課参事(小南雅誉君) ただいま上程となりました議案第50号 財産の処分について内容をご説明いたします。

本件は、町有林事業に係る立木を売却するもので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

今回売却した財産は、津別町有林森林施業計画に基づき伐採しました立木で、内容は次のページに記載してありますとおり、カラマツ立木2,686.184立法、トドマツ立木1.296立法、雑木立木57.901立法、総計2,745.381立法になります。

ページをお戻りください。契約の方法は指名競争入札としまして町内の林業、林産業12社の内1社の辞退により11社で5月13日に開催、売却金額1,306万8,000円で丸玉産業株式会社が落札しております。本案件議決後に契約を結ぼうとしているものです。

以上、ご説明いたしましたのでご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君）　これから討論を行います。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君）　討論なしと認めます。
議案第 55 号を採決します。
この採決は起立によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君）　起立全員です。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第 2 号

○議長（鹿中順一君）　日程第 20、報告第 2 号　専決処分の報告について、損害賠償の額を定めることについてを議題とします。
暫時休憩いたします

休憩　午後 1 時 15 分

再開　午後 1 時 18 分

○議長（鹿中順一君）　休憩を閉じ再開します。
町長から地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分について報告書の提出がありましたので、本臨時会に報告するものであります。
本件につきましてはご了承願います。

◎報告第 3 号

○議長（鹿中順一君）　日程第 21、報告第 3 号　専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

町長から地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分について報告書の提出がありましたので、本臨時会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 27 年 第 4 回津別町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1 時 19 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員